

2018年12月

親族内承継—分散した株式の集約

前号では、事業承継にあたって株式等の分散を防止するための事前の対策につき解説しました。

しかし、中小オーナー企業の場合、相続の結果や税務対策または事業上の要請等から、株式が複数の少数株主（後継者以外の親族や役員、取引先等）に分散して保有されている場合があり、事業承継にあたってこれらの株式を集約する必要がある場面が少なくありません。また、株式が名義株や所在不明株となって分散している場合もあり、事業承継にあたってはこれらの株式の処理をすることも必要です。

本号では、既に分散してしまった株式を集約するためにとりうる事後の対策として、株式の任意買取りや会社法上の売渡請求の活用等を紹介するとともに、名義株や所在不明株の処理についても解説します。

1. 株式の任意買取り

後継者に集中的に自社株を集約するための最もシンプルな方法は、後継者が他の少数株主から任意に株式を買取ることです。発行済株式100%全てを任意で取得できればベストですが、後述するように、任意買取り後のキャッシュ・アウト（特別支配株主による売渡請求）に必要な議決権（90%）を取得することを当初の目標にすることも考えられます。なお、任意買取りの場合、株主間で取得価額のかい離が生じる可能性があります。寄付金など税務上の問題が生じるほどの大きなかい離にならないように留意すべきです¹。

また、会社が後継者以外の少数株主から自社株を買取る（金庫株）²という方法もありますが、いずれの場合も、任意での買取りにおいて手元資金や資金調達能力が不足している場合は、何らかの資金手当が必要となります。

(1) 事業承継における融資・保証制度

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」といいます）に基づく金融支援についての特例（経営承継円滑化法第13条、第14条）を用いて、事業承継のための自社株の買取りに必要な資金を調達することが想定されます。なお、当該特例を利用するためには、対象会社が、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければなりません（経営承継円滑化法第12条、第16条、同法施行令第2条）。

ア 後継者に対する金融支援

経営承継円滑化法第14条に基づき、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫法の特例を用いて、認定中小事業者の代表者（後継者）個人が他の株主から株式を取得するための資金等、事業活動の継続に必要な資金として低利での融資を受けることができます。

イ 会社に対する金融支援

経営承継円滑化法第13条に基づき、中小企業信用保険法の特例を用いて、認定中小事業者（会社）が、事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合には、信用保証協会の通常の保証枠³とは別枠の保証⁴を利用することができます。なお、会社による自社株の買取りは、財源規制（会社法第461条。分配可能額の範囲内でのみ取得が可能）に服する点に注意が必要です。

(2) 生命保険の活用

事業承継に際して、相続が発生した場合の納税負担や代償金の支払い、現経営者の生活資金等のために必要な資金需要を賄うため、事業承継ガイドラインでは、生命保険の活用について言及されており、自社株の買取資金としても利用することが考えられます。

まず、保険契約者及び被保険者を先代経営者、受取人を後継者とする生命保険を活用することが考えられます。後継者が受け取った先代経営者の死亡保険金は、遺産に当たらず⁵、原則として特別受益にも当たらない⁶ため、遺産分割の対象とならず遺留分算定基礎財産にも含まれません。

【事業承継WG/本号監修・執筆者（弁護士）】

中森 巨 (wnakamori@kitahama.or.jp)

喜多野 恭夫 (tkitano@kitahama.or.jp)

川田 由貴 (ykawata@kitahama.or.jp)

加藤 駿征 (skato@kitahama.or.jp)

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル

TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F

TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25

キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F

TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

保険金は、遺産分割をまたずに支払われるため、後継者の資金需要に速やかかつ確実に対応することができます。

一方、会社においても、会社を死亡保険金の受取人とした生命保険を活用しておくことで、死亡退職金の支払いや自社株の買取資金を準備することができます。

2. 相続人等に対する売渡請求

上記 1 による任意の買取りができない（少数株主が売却に応じない）場合は、会社法上の制度を用いた売渡請求が考えられます。

相続人等による売渡請求（会社法第 174 条以下）とは、会社は相続その他の一般承継により自社株を取得した者に対し、その取得した自社株を会社に売渡すことを請求できるという制度です。会社は、後継者以外の相続人から自社株を取得して、後継者の経営基盤を安定させることができます。

本制度を導入するためには、定款による定めが必要であり、定款を変更して新たに規定を設ける場合には株主総会の特別決議が必要です（会社法第 309 条第 2 項）。相続開始後に定款を変更して本制度を導入することができるかについては争いがありますが、会社法立案担当者はこれを肯定しており⁷、同様の見解をとる裁判例⁸も存在します⁹。

売渡請求を行うためには、会社が相続等があったことを知った日から 1 年以内に、株主総会の特別決議を経ることが必要です（会社法第 175 条、第 176 条）。売買価格については、当事者間の協議によって決定されますが、協議が調わない場合は、売渡請求の日から 20 日以内に裁判所へ売買価格決定の申立てを行う必要があります（会社法第 177 条第 1 項・第 2 項）。また、会社による株式取得として、財源規制に服する点に注意が必要です。

この手法を用いるリスクとして指摘されるのが、後継者が相続した自社株についても他の少数株主からの売渡請求の対象になるおそれがあるという点です¹⁰。相続が発生して、後継者が株式を相続した場合、売渡請求の対象者は株主総会で議決権行使ができない（会社法第 175 条第 2 項）ので、後継者を除く少数株主が主導することで株主総会の特別決議が成立し、後継者が支配権を失う可能性が生じます。ただし、財源規制に服するため、現実的に会社が大量の自社株を買い取ることは困難であるといえます¹¹。

3. 特別支配株主による売渡請求

(1) 概要

株式売渡請求とは、対象会社の総株主の議決権の 90% 以上を有する者（以下「特別支配株主」といいます）が、会社の承認を得たうえで、他の株主（以下「売渡株主」といいます）が有する対象会社の株式等（新株予約権も含む）の全てを自己に売渡すよう請求できる制度のことをいいます（会社法第 179 条以下）。平成 26 年の会社法改正で導

入された制度であり、特別支配株主が株式の集約を図るには、概ね以下の手続きを踏むことになります。

- ①特別支配株主から対象会社に対する売却対価、取得日等の通知
- ②対象会社の承認（取締役設置会社では取締役会決議）
- ③対象会社から、売渡株主に対する通知等
- ④対象会社の事前開示手続（売渡承認の旨及びその条件）
- ⑤株式の取得、代金支払い
- ⑥対象会社の事後開示手続（取得した株式の数等）

(2) メリット及びデメリット

特別支配株主の売渡請求は、取締役設置会社の場合は、取締役会限りで行えるので、他の株主総会が必要な手続きよりも迅速に行うことができます。また、他の手続きと異なり、端数処理の問題が生じない点も大きなメリットです。

他方、90%以上の株式を有している特別支配株主しか権利行使できませんので、90%を下回る株式しか保有していない株主は売渡請求をすることができません。また、手続きや売却価格に不備があると、売渡株主から、差止請求や無効の訴えがなされ、売渡請求の目的が達成できないおそれがあります。

(3) 小括

特別支配株主による売渡請求は、迅速に株式の集約を進めることができる点に大きなメリットがあります。本手続きを利用するにあたっては、手続きに不備が生じないように弁護士等の専門家と相談しながら手続きを進めていくことが肝要です。

4. 名義株、所在不明株主の整理

(1) 名義株の整理

名義株とは、株主名簿上の名義とその株式の真実の株主が一致していない株式のことをいいます。

平成 2 年の商法改正以前においては、株式会社を設立するためには最低 7 名の発起人が必要であり、各発起人が 1 株以上の株式を引き受ける必要があったため、会社を設立しようとする者が親戚や知人の名義を借りて、株式の取得引き受けをするケースが横行し、多くの名義株が発生しました。

判例上、名義株の権利は、名義人ではなく、実質的な引受人とされています¹²ので、本来単なる名義人は権利を有していません。しかし、名義株の発行から時間がたつていくと、誰が実際に出資をしたかについての証拠が残っておらず、名義人に権利がないことを立証することが難しい場合があります。名義株を放置すると、突然見ず知らずの名義株主があらわれ、株主の権利を主張する等して、様々な問題が生じるので、事業承継に先だって対策を行うことが必要になります¹³。

具体的には、株主名簿の整理を行って株主を確定し、名義株が存在する場合には、名義人との間で、対象株式が名

義株であり、かかる名義株を真の株主名義に変更する旨の確認書を作成しておくことが考えられます。

かかる確認書については、より客観的で確実なものにするため、公正証書化や簡易裁判所に即決和解の申立をした上で和解調書としておくことも考えられます¹⁴。

なお、名義変更後に税務当局から、当該名義変更が贈与であることを指摘されることを避けるため、引き受け・払い込みなどの経済的負担をした者を証明する資料や配当の受領状況、当該株式に関する新株割当ての状況など、当該株式が名義株であることを証明するための資料を整理しておく必要があります¹⁵。

(2) 所在不明株主の整理

分散した株式が、さらに相続で希薄化することで、会社が、株主名簿上の株主の所在を把握できない場合があります。このような会社が、所在を把握できない株主を所在不明株主といいます。

所在不明株主が存在する場合、突然、株主権が主張される事態が生じるリスクがあります。事業承継に当たっては、現時点での株主を確定し、その所在地や連絡手段を確保しておく必要があります。

なお、5年以上継続して会社からの通知が到達せず、剰余金の配当を受領していない株主が所有する株式は、一定の手続きを経て会社が競売・売却・買取することができます（会社法第197条）。この場合、公告・通知等の会社法上の手続きをとることが必要になるため、弁護士等の専門家への相談が不可欠です。

一 次号では、種類株式の活用について解説する予定です。

以 上

¹ 柴田堅太郎「中小企業買収の法務」（中央経済社、2018年）43頁

² なお、非上場会社の株式を相続した個人で、被相続人の相続について相続税が加算された者が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を譲渡した場合には、従来のみなし配当課税（最高55.945%の累進課税）ではなく、譲渡益全体について譲渡益課税（20.315%）が適用される旨の特例が設けられています。また、当該譲渡所得の算定において、相続税全体のうち譲渡した自社株に相当する部分を取得費に加算できる特例があるため、譲渡にかかる税額がさらに減額されます。

³ 普通保険（2億円）、無担保保険（8,000万円）及び特別小口保険（1,250万円）の合計2億9,250万円が限度。

⁴ 限度額は2億9,250万円。

⁵ 最三小判昭和40年2月2日（民集19巻1号1頁）

⁶ 最二小決平成16年10月29日（民集58巻7号1979頁）

⁷ 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』（商事法務）162頁（Q217）

⁸ 東京地決平成18年12月19日（資料版商事法務285号154頁）

⁹ 一方、一般承継による株式取得後の定款規定の新設は不意打ちにあたるとして、定款変更前に株式を取得した株主に対しては売渡請求を行えないとする見解もあります（山下友信編『会社法コ

ンメンタール4-株式（2）』（商事法務）121頁（伊藤雄司）。

¹⁰ 日本弁護士連合会＝日弁連中小企業法律支援センター編『事業承継法務のすべて』（一般社団法人金融財政事情研究会）120頁。

¹¹ 日本弁護士連合会＝日弁連中小企業法律支援センター編・前掲注10）120頁。

¹² 最二小判昭和42年11月17日（民集21巻9号2248頁）

¹³ 事業承継ガイドライン（平成28年12月）54頁でも、事業承継に先立って、名義株の整理をしておくべきとされています。

¹⁴ 大西隆司『事例でみる事業承継の実務』111・112頁

¹⁵ 大西・前掲注14）111・112頁